

E-1. 事業者におけるガバナンスの確保等に関する取組

【背景・現状】

＜JIS規格見直し＞

1. 我が国の強みの源泉である「ものづくり」産業において、品質データに係る不正が発覚。JIS制度の信頼性確保が必要な状況。
2. また、平成29年10月、産業構造審議会の下に置かれる小委員会において、グローバル市場でのルール形成の在り方の観点から、制度の対象をサービスに拡大することなど、制度改革の方向性を取りまとめ。

＜公益通報者保護＞

1. 「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」において、平成28年12月に最終報告書を公表。
2. 民間事業者向けガイドラインの改正（平成28年12月）及び国の行政機関向けガイドラインの改正（平成29年3月）のほか、地方公共団体向けのガイドラインを策定（平成29年7月）。
3. 法の規律の在り方や行政の果たすべき役割等に係る方策を検討するため、消費者委員会へ諮問（平成30年1月）。

＜消費者団体訴訟＞

1. 特定適格消費者団体による仮差押えを国民生活センターがバックアップする仕組みとして、第193回国会において「独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律」が成立し、平成29年10月1日に施行。

＜旅行業＞

1. 平成29年3月、多くの負債を抱えた業者に旅行の申込みをした一部の旅行者が出発できない等の事象が発生。同年同月、当該業者に対する破産手続開始決定が出された。
2. 平成29年4月から、国土交通省において「新たな時代の旅行業法制に関する検討会 経営ガバナンスワーキンググループ」を開催。同年8月、ワーキンググループの「とりまとめ」を公表。
3. 平成29年12月、（一社）日本旅行業協会及び（一社）全国旅行業協会において、「海外募集型企画旅行の企画・実施に関する指針」等を制定。

【工程表における記述の骨子】

＜JIS規格見直し＞

1. 日本工業規格（JIS）の対象をサービス等に拡大することやJISマークを用いた取引の信頼性確保に向けた罰則強化などを含む**工業標準化法（JIS法）の改正案**を第196回国会に提出。【経産】

＜公益通報者保護＞

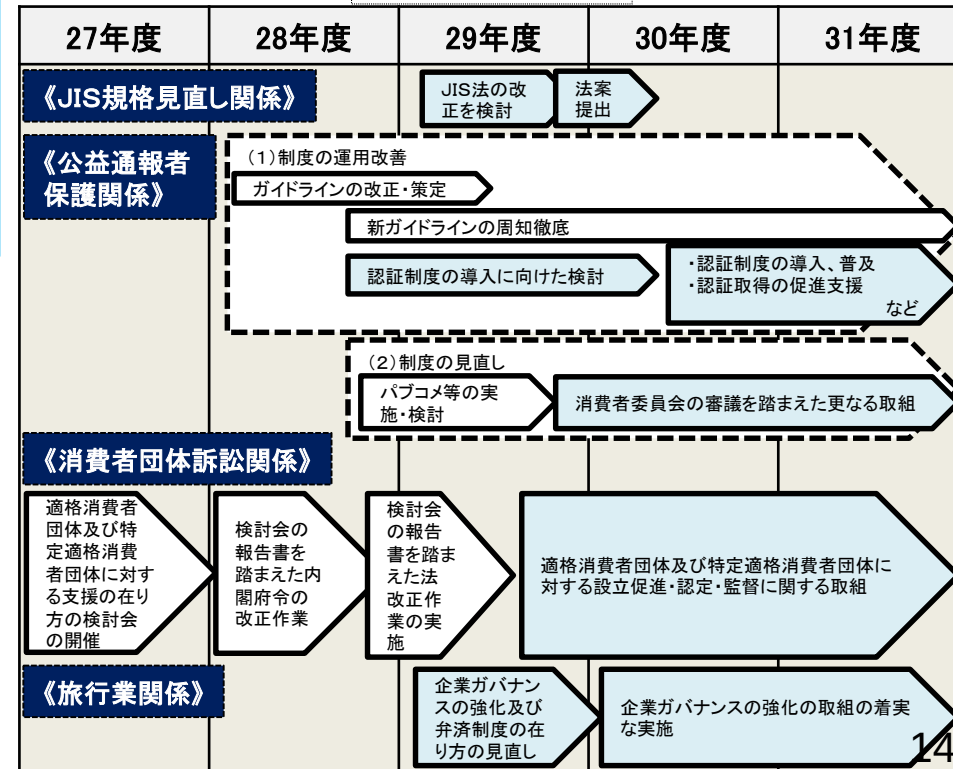
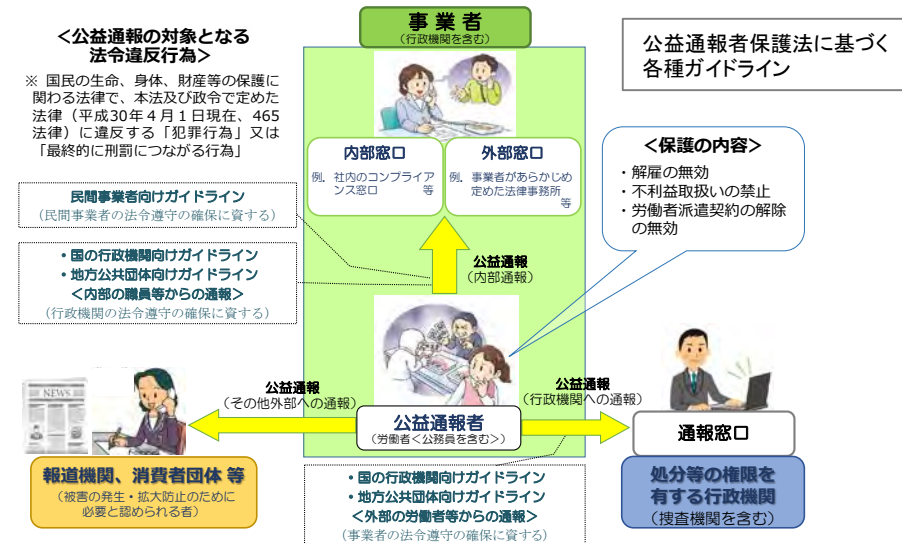
1. 改正・策定された各種ガイドラインの周知徹底、インセンティブの導入（**内部通報制度に係る認証制度**の導入・普及、公共調達での評価、認証取得の促進支援）及び人材の育成に係る取組等を行う。【消費】
2. 法の規律の在り方や行政の果たすべき役割等に係る方策についての**消費者委員会における審議（平成30年1月に諮問）を踏まえた上で、制度の実効性の向上**に向けた更なる取組を行う。【消費】

＜消費者団体訴訟＞

1. 適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する設立促進・認定・監督に取り組むとともに、これらの団体を支援する民間基金の周知・広報について取り組む。【消費】

＜旅行業＞

1. 有識者会議の「とりまとめ」に基づき、旅行業者の企業ガバナンスの強化及び弁済制度の在り方の見直しを行う。【国交】



E-2. 消費者行政における執行力の充実にに関する取組

【背景・現状】

1. 景品表示法の執行件数は増加傾向。
 - ※1 消費者庁による措置命令件数 平成27年度 13件 → 平成29年度 50件
 - ※2 消費者庁による課徴金納付命令件数 平成28年度 1件 → 平成29年度 19件
 - ※3 都道府県による措置命令件数 平成27年度 3件 → 平成29年度 8件
2. 特定商取引法に関しては、甚大な被害のおそれのある重大事案に重点的に取り組み。また、平成28年改正により、次々と法人を立ち上げて違反行為を行う事業者への対処、業務停止命令の期間を最長1年から2年に延長するなど、執行に関わる制度整備を実施(平成29年12月施行)。
3. 消費者庁においては、平成30年度予算において、執行力の強化の観点から、8人の定員増を確保。
4. 警察職員であった者や法曹関係者等の活用など、地域の実情に応じた地方公共団体における執行力の充実にに関する提言がなされているところ。
 - ・「地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会」報告書(平成29年7月 消費者庁)

【工程表における記述の骨子】

1. 不当な表示を行う事業者に対し、必要に応じて都道府県や事業所管省庁等と連携し、課徴金制度の運用を含め、景品表示法を迅速かつ的確に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制を拡充。【消費】
2. 食品表示に関する監視・取締りに関し、食品表示連絡会議を設置し、関係機関の連携の下、必要に応じて情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等の必要な対応を講ずる。【消費、警察等】
3. 高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行う。【消費】
4. 消費者の財産被害の発生又は拡大の防止のため、消費者安全法に基づく注意喚起、勧告等の措置を迅速かつ的確に講ずる。【消費】
5. 消費者庁では「消費者庁所管法令執行担当者研修」を実施し、国民生活センターでは、消費者行政職員及び消費生活相談員を対象に特定商取引法の知識を学ぶ講座を含む研修を実施。平成30年度からは、**地方消費者行政強化交付金**を活用して、地方公共団体における**警察職員であった者、法曹専門家等の登用**や国民生活センターが実施する研修への参加にかかる費用を支援。【消費】



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

若者をターゲットとした
悪質な勧誘にご注意を！

マルチ取引に関する
啓発(平成30年2月)

「必ず儲かる」ことはありません！

若者をターゲットに、友人や先輩、SNSの知人などから連絡があり、カフェなどで、「**楽しく稼ぎたくない？**」、「**儲かっているよ。**」等と言われ、**学生ローン**で借金をして契約させる連鎖販売取引(いわゆる「**マルチ商法**」)の消費者トラブルが発生しています。

トラブルに遭わないために、注意すべきポイント

ポイント1 友人からの誘いでも、はっきりNO!

親しい人からの誘いだからと安易に出掛けて行くと、見知らぬ事業者を紹介され、断りづらい状況に。何の話なのかきちんと確認し、**不要なときは、はっきり断りましょう。**

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
《景品表示法関係》				
不当な表示に係る事案に対する景品表示法の厳正な執行				
《食品表示法関係》				
<食品表示に関する関係法令の効果的な執行> 食品表示連絡会議の実施等による関係省庁間及び都道府県等との情報共有・連携強化				
《特定商取引法関係》				
悪質性及び緊急性の高いと思われる案件の調査の実施、調査結果に基づく厳正な法執行				
《消費者安全法関係》				
消費者安全法の規定に基づく注意喚起、勧告等				
《地方における執行力の充実関係》				
法執行担当者研修等の実施				
地方消費者行政推進交付金(平成30年度以降は、地方消費者行政強化交付金)の活用により、法執行体制の強化に取り組む地方公共団体を支援				

E-3. 臍帯血プライベートバンクに関する問題への対応

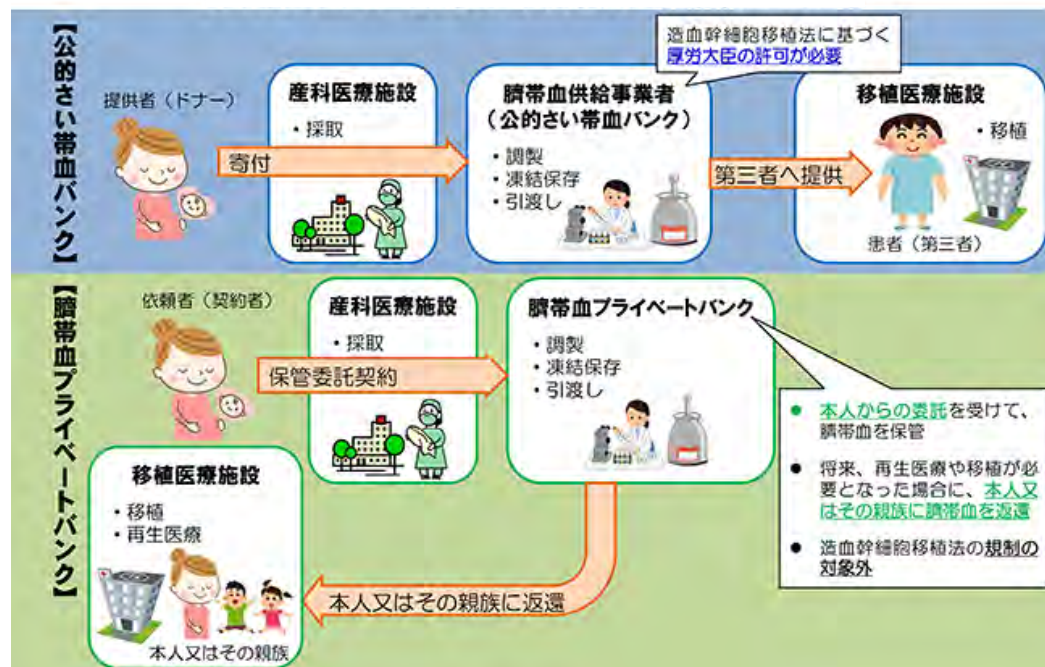
【背景・現状】

1. 経営破たんした臍帯血プライベートバンクから流出した臍帯血を用いて、再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づく手続を経ることなく再生医療等を提供していた医療機関に対し、厚生労働省は提供の一時停止を命じた（平成29年5月以降）。
同年8月の同省による医療機関の管理者の刑事告発後、刑事告発をされた者を含む6名の被疑者が逮捕された。
2. 本件を受け、厚生労働省は、臍帯血プライベートバンクの実態調査を実施。
平成29年9月以降、当該案件の課題・問題点を公表。また、契約者であるお母さんなどへの**注意喚起のチラシ**の作成、臍帯血プライベートバンクに対しての**業務内容等の届出の要請**などを実施。

【工程表における記述の骨子】

1. 平成29年9月に、臍帯血プライベートバンクに対し、業務内容等の国への届出を求める等の措置を講じた。今後、「**臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議**」を開催し、本措置の実効性について検証を行っていく。
【厚労】

公的臍帯血バンクと臍帯血プライベートバンク



27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・ 臍帯血プライベートバンクへの業務内容等の届出依頼 ・ 関係機関に対する公的バンクの周知依頼等	「臍帯血を用いた医療の適切な提供に関する検証・検討会議」において、以下の実効性の継続的な検証・検討。 ・ 臍帯血の品質管理・安全性の確保 ・ 契約者への情報提供など	
			臍帯血プライベートバンクから届出のあった事業実績等のウェブサイト公開等	

E-4. 美容医療に関する消費者問題への対応

【背景・現状】

1. 美容医療に関する消費生活相談は、近年では年間で約2,000件の相談が寄せられている。
2. 医療機関のウェブサイトなどについても、虚偽・誇大などの不適切な表示を禁止する内容を含めた医療法等の一部改正が第193回国会で成立(平成30年6月までに施行の予定)。
3. 美容医療に関する消費者トラブルの防止を図るため、一定の美容医療契約を特定継続的役務提供として特定商取引法の規制対象化(平成29年12月1日施行)。



女性誌に掲載された美容医療に関する広告
(平成29年2月)

【工程表における記述の骨子】

1. 第193回国会で、医療機関のウェブサイトなどについても、虚偽・誇大などの不適切な表示を禁止する内容を含めた**医療法等の一部を改正する法律**が成立したため、施行に向け、**省令・新たなガイドライン**を発出する。また、ネットパトロール事業による監視体制の強化等、必要な対策を実施。【厚労】

※ 禁止の対象となる広告の内容等の省令改正(案)

- ・ 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談
- ・ 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等

2. 美容医療に関する消費者トラブルの防止を図るため、「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成29年政令第174号)により、**一定の美容医療契約を特定継続的役務提供**とし規制対象に追加した。改正政令は平成29年12月1日に施行されており、引き続き、周知・啓発活動を実施する。【消費】

【特定商取引法】

身体の美化その他のその者の心身に関する目的を実現させることをもって誘引が行われるもので、目的が実現するかどうかは確実でないもの

【特定商取引法施行令(政令)】

人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと
(美容を目的とするものであって、主務省令で定める方法によるものに限る。)

要 件

【特定商取引法施行令(政令)】

提供期間： 1カ月を超えるもの
金額： 5万円を超えるもの

【特定商取引法施行規則(省令)】

主務省令で定める方法

- ① 脱毛： 光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法
- ② にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化： 光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
- ③ 皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減： 薬剤の使用又は糸の挿入による方法
- ④ 脂肪の減少： 光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
- ⑤ 歯牙の漂白： 歯牙の漂白剤の塗布による方法

特定継続的役務提供に該当!

主な規制： 概要書面・契約書面の交付、迷惑勧誘等の禁止、不実告知、故意の事実不告知、威迫・困惑行為の禁止、誇大広告等の禁止等
解約ルール： クーリング・オフ、中途解約、不実告知や故意の事実不告知により誤認して契約した場合の取消し等

改正特定商取引法施行令施行時の
国民生活センターからの注意喚起(平成29年12月)

